

議 事 要 旨

会 議 名	第2回阿南市手話言語及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例検討会議	
日 時	令和6年11月26日（火）午後1時30分から午後3時	
場 所	阿南市役所2階 202会議室	
出席者	構成員	（9名）
	事務局	保健福祉部長、保健福祉部理事、地域共生推進課職員（6名）
欠 席 者	（1名）	
傍 聴 者	（1名）	
次 第	1 骨子案について 2 パブリックコメントについて 3 その他	
配 付 資 料	配付資料 ・阿南市手話言語及び障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（骨子案11月8日付） ・～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～	

1 骨子案について

事務局説明

構成員からの意見

- ・（前文）内の「阿南市は、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じた」とあるが「及び」となっているのは妥当か。
- ・第6条第2項の「サービスの提供」を別の表現方法に置き換えることはできないか。
- ・聴覚障がいの方が来庁した際に、庁舎内どここの部署の職員でも対応できるような設備作りや職員に向けての講習や研修を実施することは重要である。
- ・第10条（調査の実施）「必要な情報の収集等の調査を行うよう努める」という文言となった意図は何か。
- ・来庁者が通行しやすいようにすることや表示が見やすいようにするといった配慮は意識していかなければならないことで市から発信していくことが重要。誰もが安心して庁舎に来れるようにするべきだと思う。

(事務局)

・第10条については、認識できていない様々な意思疎通手段もあり即座に実施することは難しいが、認識していくことは重要である。施策を推進するため、どのようなニーズがあるのか等必要な情報の収集等を行うことは必要だと考えている。

2 パブリックコメントについて

事務局説明

構成員からの意見

- ・阿南市ホームページに条例案を掲載する際、「障がい者の権利に関する条約」と「障害者基本法」の内容が見えるようにしてはどうか。
- ・阿南市ホームページに条例案を掲載する際、るび付きひらがなの方には※「視覚障がい者向け読み上げ用」と入れてはどうか。

3 その他

事務局説明